

四日市市夏休み児童預かり事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

四日市市夏休み児童預かり事業業務委託

(2) 業務の目的

全国的に、女性就業率の上昇、正規雇用化の進展、受け皿整備に伴う潜在需要の喚起等により学童保育のニーズは高まっており、利用児童が年々増加している。本市においても、各地域にある民設民営の学童保育所が定員増に尽力しているものの、需要に対して供給が追いつかない状況になりつつある。このような中、夏季休業のみ学童保育所を利用したいというニーズの受け皿として、時限的に、夏休み期間限定の公設児童預かり事業を実施する。

本事業は、小学校の夏休み期間中に保護者が安心して子どもを預けることのできる環境を整備し、子育てと仕事の両立を応援すること目的とし、事業実施により、既存の学童保育所のニーズ分散を行い、待機児童の抑制を図るものである。

(3) 業務内容

「四日市市夏休み児童預かり事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

2. 委託料（見積限度額）

17,700,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加する者は単独企業とし、次に掲げる事項の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 管理者、主担当者を配置できること。なお、主担当者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更できないものとする。

※恒常的な雇用関係を証明するために、雇用保険被保険証の写しなど雇用関係を証明する書類を提示すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 四日市市入札参加資格者名簿に登録されている者。（プロポーザル実施要領公表の日において、未登録の場合は、参加申し込みの前日までに三重県市町総合事務組合へ申請をし、登録を済ませること。）
- (4) プロポーザル実施要領公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (5) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5. 契約までのスケジュール

令和7年12月24日（水）	実施要領等の公表
令和8年 1月14日（水）	参加意向申出書の提出期限、質問受付期限
令和8年 1月19日（月）	参加資格確認結果の通知、質問回答
令和8年 1月27日（火）	企画提案書の提出期限
令和8年 2月 3日（火）	審査（プレゼンテーション）の実施
令和8年 2月 9日（月）	審査結果の通知、公表
令和8年 3月上旬	契約の締結

※説明会は開催しない。

6. 質疑・回答

質問は、原則電子メール（任意様式 Word 形式）により受け付ける。

回答は電子メールにより、全ての質疑を全応募者に対して通知する。

7. 参加申込・資格要件の確認

様式1「参加意向申出書」を持参又は郵送により提出する。提出の際には、配置予定の管理者及び主担当者の雇用関係、事務所の概要等が分かる書類の写しなどを添付すること。

なお、提出期限を過ぎての申し込みは受け付けない。また、参加資格審査結果は、各参加者へ様式2「参加資格審査結果通知書」にて電子メール及び郵送により通知する。

8. 企画提案書の提出

企画提案書は、「企画提案書作成要領」を参照の上、一括して持参又は郵送により、電子データ1部、紙媒体8部（正本1部のみ押印）提出するものとし、分割提出は認めない。

※1者につき1提案とする。

※提出後の追加及び修正は認めない。

9. 書類提出方法

参加意向申出書、企画提案書とも、持参又は郵送（簡易書留に限る。）によるものとし、次の提出先へ提出すること。なお、いずれの書類も提出期限当日の午後5時必着とする。

提出先：〒510-0085

四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館3階

四日市市 こども未来部 こども未来課（開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）

10. 審査方法

「審査要領」のとおり

11. 審査結果

審査（プレゼンテーション）終了後、各参加者へ様式3「プロポーザル審査結果通知書」にて、電子メール及び郵送にて通知する。

12. 提出書類の取り扱い

提出書類は参加者へ返還しない。なお、四日市市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づく開示対象文書とする。

13. 情報公開及び提供

市ホームページに以下の情報を掲載する。

（候補者決定前）実施要領、仕様書、企画提案書作成要領、審査要領

（候補者決定後）決定された候補者

14. 契約

受託候補者と企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託金額の範囲内で契約を締結するものとする。なお、契約に際しては、仕様書等の内容を一部変更する場合がある。

また、当該受託候補者として特定された者と協議が整わない場合は、次点の提案として評価した応募者と協議の上、契約を締結する場合がある。

15. 問い合わせ先

四日市市こども未来部こども未来課（総合会館3階）

TEL:059-354-8464 FAX:059-354-8061

電子メール：kodomomirai@city.yokkaichi.mie.jp（送受信を電話で確認すること）

16. その他

- （１）本プロポーザルに要する経費は参加者の負担とする。
- （２）参加申込書類の提出後、随意契約の相手方として決定されるまでは、随時参加を辞退することができる。その場合には、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- （３）参加申込書類及び企画提案書類等の作成、ヒアリング等に要するすべての費用は、参加意向申出者および参加者の負担とする。
- （４）提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- （５）提出された企画提案書類にかかる著作権は、それぞれ参加者に帰属するものとする。なお、第三者の著作物の使用の責は、参加者にすべて帰するものとする。
- （６）次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ① 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ② 提案内容に虚偽がある場合
 - ③ 参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合